

地質・土質調査ボーリングコア取扱指針

平成28年2月

静岡県交通基盤部

目 次

1 はじめに	1
2 地質・土質調査ボーリングコアの保管期間及び利活用等	2
3 ボーリングコア保管上の留意事項	3
4 ボーリングコア等の廃棄処分方法	3

1 はじめに

(1) 目的

本指針は、地質・土質調査業務委託における地質図作成の根拠となり、成果品であるボーリングコアについて、これが事業の適切な執行を図るための地質の標本として、また、県土を構成する地質標本としても利活用される場合があることから、真に必要なものについて、各事業実施機関で適切に処分、管理等を行うため、保管期間、利活用方法、保管上の留意事項、廃棄処分方法等について定めるものである。

(2) 本指針の位置付け

ボーリングコアを採取した業務委託の目的や事業の執行状況に応じ、本指針により難しい場合にあつては、標本の耐風化性を考慮した上で長期的な保存、剥ぎ取り標本の保管、縮分しての保管あるいは部分的な保管が必要など、事業担当課等と協議の上、別途、取扱いを定めることとする。

(3) 本指針の対象となるボーリングコアの範囲

本指針の対象となるボーリングコアは、静岡県の経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が所管する事業によって地質調査又は土質調査を実施し、その成果品として発注者に納入されたボーリングコアとする。

2 地質・土質調査ボーリングコアの保管期間及び利活用等

地質・土質調査ボーリングコア及び標本箱(以下「ボーリングコア」という。)の保管期間及び利活用方法は、下表1に示すとおりとし、原則、保管期間を経過したものは廃棄するものとする。

なお、これにより難しいと考えられる場合は、本庁の事業主管課と協議の上、保管期間等を定めるものとする。

また、表中の「標準保管期間」とは、下記①～③のうち最も遅い時期までの期間をいうが、会計検査の対象とならない事業にあつては下記①又は②のうち遅い方の時期までの期間をいうものとする。

- ① コアの採取目的の工事(工事目的物)が完成したとき
- ② 地質調査等の業務委託成果品を廃棄(公文書の保存期間^{*1}が到来)したとき
- ③ 当該工事の会計検査受検対象年度が経過したとき

(表1)

調査の目的となった 構造物等の区分	ボーリングコアの 保管期間	ボーリングコアの 利活用方法等
トンネル	トンネル工事完了まで	切羽の地質状況を確認し、工法の妥当性や安全性を検証しながら工事を進めるために活用する。
砂防施設又は急傾斜 施設	施設の安定性を確認 後、上記②③のい ずれか遅い時期まで	
地すべり防止施設	上記②③のい ずれか遅い時期の 後に砂防課の確認 を得るまで	地すべり面設定の検討資料等として活用する。
建築物	標準保管期間	杭基礎の支持層を確認する為に使用することがある。
ダム	ダム基準 ^{*2} に準ずる	「河川砂防技術基準調査編」(平成26年4月)による。
その他	標準保管期間	

※1 静岡県文書管理規則第10条第2項の規定により文書管理者が設定した保存期間

→【参考】第3種(保存期間が5年のもの):4 調査資料等で重要なもの

※2 「ダム技術 Q&Aー総集編一」(財団法人ダム技術センター発行)

3 ボーリングコア保管上の留意事項

(1) 管理台帳の作成

発注者は、敷地建物等の制約により困難である場合を除き、ボーリングコアを原則として、事務所が管理する土地の敷地内に保管するものとし、ボーリングコアの保管場所・保管期間・廃棄予定年度等を記載した「ボーリングコア管理台帳」(別添参考様式)を作成した上で、事務所ごとに土木事務所は企画検査課、港湾関係特設事務所は管理課等及び農林事務所は農村整備課等で適切に一括管理すること。

なお、建築工事に係るボーリングコアにあつては本庁の事業主管課と調整し必要に応じ作成するものとする。

また、事務所間の協議が整った場合は、他の事務所分の保管も妨げないものとする。

(2) 保管環境

ボーリングコアの収納が容易で、湿気等(ボーリングコアの劣化防止)の影響が少ない場所での保管に努めること。

4 ボーリングコア等の廃棄処分方法

(1) 廃棄処分の方法

ボーリングコア等の廃棄処分に当たっては、廃棄物を所管する市町が定める処分方法を確認(【参考】ボーリングコア等処分フロー参照)するとともに、事務所の廃棄物処理事務担当課(総務課等)と事前に打ち合わせを行い適切に対応すること。

(2) 廃棄処分上の留意事項

ア 廃棄処分に当たっては、廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

イ 土壤汚染対策法^{※3}(平成14年法律第53号)により、区域の指定等【①要措置区域(法第6条)、②形質変更時要届出区域(法第11条)】となっている範囲で採取したボーリングコアについては、同法の規定に基づき適正に処理すること。

ウ 当該指針に記載された法令、規則、基準等は最新のものを入手し、適切に適用すること。

エ 納品されたボーリングコアが、電子納品の対象となる前^{※4}のものである場合には、ボーリングコアの電子納品化について事業主管課と協議の上、適切な対応をすること。

※3:採取した「ボーリングコア」で、土壤汚染対策法の区域の指定等に該当すると疑われるものは、県生活環境課又は最寄りの東部・中部・西部健康福祉センター並びに静岡市、浜松市、沼津市、富士市にあつては土壤汚染担当課の指示に従い処分すること。

また、今後、土壤汚染対策法の区域指定内で調査ボーリングを実施する場合は、同法の規定に基づき対応すること。

※4:平成24年4月12日付け建技第10号、建工第10号「静岡県電子納品運用ガイドラインの改定について(通知)」を参考にすること。

ボーリングコア等処分フロー図

参考

※本フロー図は、県生活環境課及び廃棄物リサイクル課の確認のもと、標準的な流れを示したものです。詳細は土壌汚染、廃棄物を所管する県健康福祉センター及び市町担当課の指導に従い適切に処分願います。

